

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年8月7日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成30年9月4日午前10時15分
- 2 公売（入札）締切日時
平成30年9月4日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成30年9月4日午前10時40分
- 6 開札の日時
平成30年9月4日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成30年9月11日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 地下1階会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成30年9月11日正午
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

(別紙)

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財9

2 見積価額

15,360,000円

3 公売保証金

1,540,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市西京区大原野上里北ノ町

地 番 569番7

地 目 山林

地 積 87㎡

(2) 土地

所 在 京都市西京区大原野東野町

地 番 3番346

地 目 山林

地 積 137㎡

(3) 建物

所 在 京都市西京区大原野上里北ノ町 569番地7

京都市西京区大原野東野町 3番地346

家屋番号 569番7

種 類 共同住宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 145.94㎡

2階 133.34㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は，阪急京都線「東向日」駅から西方へ道路距離で約1.5kmに位置し

ています。

- (2) 公売財産(1)及び(2)は、間口（北西側）約14m、奥行約16mのほぼ長方形地であり、北西側が幅員約5mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）に、北端部で概ね等高に、西端部で0.8m程度高く接面し、公売財産(3)の敷地として利用されています。

なお、公売財産(1)及び(2)の北西側部分は上記私道敷部分を含み、当該部分の面積割合は登記地積の約17%です。

- (3) 公売財産(2)の東側において、簡易な物置等の動産及び植栽が隣接地へ越境している可能性があります。
- (4) 公売財産(3)の建築時期は不詳です。建物の状況は外観調査のため、詳細は不明です。現在では倒壊の危険性があり、現状のままで利用することは困難な状態です。
- (5) アスベストの有無及びその状態については専門の調査機関等による調査を行わないと確定することはできませんが、建築時期を考慮すればアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第一種低層住居専用地域、指定建蔽率50%、指定容積率80%、敷地面積の最低限度100㎡、10m高度地区、日影規制（二）、山並み背景型建造物修景地区、遠景デザイン保全区域（4）、（11）、（38）、屋外広告物第2種地域、宅地造成工事規制区域

- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地【長岡京跡（一般遺跡）】

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する届出についての問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL：075-366-1498

- (3) 公売財産(3)は、京都市から注意喚起を促す軽微な措置が採られています。

※ 空き家等の活用、適正管理等に関する問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室空き家適正管理担当

TEL：075-222-3503

- (4) 公売財産(3)は共同住宅ですが、平成30年6月現在、全て空室と推定されます。

- (5) 公売財産内には、平成30年6月現在、動産等が残置されてます。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産(1)、(2)及び(3)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

なお、見積価額の財産ごとの内訳は、公売財産(1)及び(2)は15,280,000円、公売財産(3)は80,000円です。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL : 075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)